

岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 7 年 6 月 定 例 会

令和 7 年 6 月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
承認 1	岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について	5
承認 2	特定事業の契約の変更の専決処分について（岡崎げんき館整備運営事業）	9
77	愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の一部変更に関する協議について	13
78	物品の取得について（塵芥車 ^{じんがい} ）	15
79	和解及び損害賠償の額を定めることについて	17
80	物品の取得について（高度救命処置用資機材）	19
81	物品の取得について（小型動力ポンプ付積載車）	21
82	物品の取得について（災害対応特殊救急自動車）	23
83	物品の取得について（タブレット端末）	25
84	物品の取得について（電子黒板）	27
85	岡崎市市税条例の一部改正について	29
86	岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	35
87	岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について	39
88	令和 7 年度岡崎市一般会計補正予算（第 2 号）	41
89	令和 7 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	49
90	令和 7 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	53
91	令和 7 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	57
92	令和 7 年度岡崎市病院事業会計補正予算（第 1 号）	61
93	令和 7 年度岡崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）	63
同意 6	岡崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	65

令和 7 年承認第 1 号

岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市市税条例の一部を改正する条例

岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第76条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市市税条例第76条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和 7 年承認第 2 号

特定事業の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、特定事業の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年3月26日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

令和7年3月21日議決「特定事業の契約の変更について（岡崎げんき館整備運営事業）」を経て締結した特定事業契約の契約金額「12,005,505,061円」を「12,004,669,543円」に改める。

令和 7 年第 77 号議案

愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の一部変更に関する協議について

愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の一部を変更する規約を次のとおり定めることについて、関係地方公共団体と協議するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の一部を変更する規約

愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約（平成 26 年岡崎市告示第 479 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条第 3 号中「一宮市古金町一丁目 3 番地」を「一宮市和光二丁目 1 番 36 号」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的
ごみ収集業務の用に供するため
- 2 買入物品
塵芥車^{じんかい} 2 両
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
21,492,380円
- 5 納品期限
令和 9 年 3 月 31 日
- 6 契約の相手方
名古屋市南区星崎二丁目96番地
三菱ふそうトラック・バス株式会社 東海ふそう

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

患者は、令和 5 年 5 月 26 日に閉塞性黄だんと診断され岡崎市民病院に入院し、同月 31 日に肝門部胆管がんと診断された。患者は入院時から中等度の腎機能障害が認められていたが、主治医は絶食により服薬を中止していた既往症の心房細動による脳梗塞の予防のために患者が持参していた抗凝固薬の投与を同日から再開した。その際、中等度の腎機能障害のある患者には半量に減量すべきところ、通常量での投与を指示し、患者が内服を開始した。同年 6 月 5 日に高度の貧血を認め、十二指腸潰瘍からの出血と診断され、抗凝固薬の投与が中止された。十二指腸潰瘍治療後の同月 8 日に抗凝固薬の投与が再開されたが、同月 9 日に視床出血を発症し、同月 10 日に当該患者は死亡した。

2 損害賠償額

10,000,000円

3 和解条項

- (1) 岡崎市は患者の相続人である相手方に対して、本件医療事故の和解金として金10,000,000円の支払義務があることを認め、同金員を本件和解契約成立後30日以内に、相手方が指定する銀行口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (2) 相手方と岡崎市は、(1)の金員の支払をもって、本件医療事故について一切解決したものとし、相手方と岡崎市、相手方と岡崎市の被用者の間には何らの債権債務も存在しないことを確認する。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的
救急業務の用に供するため
- 2 買入物品
高度救命処置用資機材 2組
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
29,766,000円
- 5 納品期限
令和 8 年 3 月 31 日
- 6 契約の相手方
岡崎市康生通南三丁目31番地 第2マルワビル4階
協和医科器械株式会社 岡崎支店

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的
消防業務の用に供するため
- 2 買入物品
小型動力ポンプ付積載車 3 両
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
47,850,000円
- 5 納品期限
令和 8 年 3 月 31 日
- 6 契約の相手方
名古屋市中区千代田四丁目 9 番 6 号
萬茂防災株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的
救急業務の用に供するため
- 2 買入物品
災害対応特殊救急自動車 2 両
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
47,826,518円
- 5 納品期限
令和 8 年 3 月 31 日
- 6 契約の相手方
名古屋市熱田区桜田町20番34号
愛知日産自動車株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的
学校の用に供するため
- 2 買入物品
タブレット端末 7,607台
- 3 契約方法
随意契約
- 4 買入金額
462,741,455円
- 5 納品期限
令和 8 年 3 月 31 日
- 6 契約の相手方
名古屋市中区大須四丁目 9 番 60 号
愛知県 G I G A スクール共同事業体
代表者 西日本電信電話株式会社 東海支店

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第 3 条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的
学校の用に供するため
- 2 買入物品
電子黒板 119台
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
35,486,000円
- 5 納品期限
令和 8 年 3 月 31 日
- 6 契約の相手方
岡崎市戸崎町字一丁田29番 3
教育産業株式会社 岡崎営業所

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第 3 条の規定により必要があるによる。

岡崎市市税条例の一部改正について

岡崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市市税条例の一部を改正する条例

岡崎市市税条例（昭和 25 年岡崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 25 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 26 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 26 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同項第 5 号中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改め、同条第 5 項中「（昭和 29 年総理府令第 23 号）」を削り、同条第 8 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 26 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 26 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 31 条の 3 第 1 項中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条の2第1項中「又は金銭」を削り、同項第5号を次のように改める。

- (5) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、愛知県知事の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの

第34条の2第1項第7号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第46条第1項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「又はその敷地」を「若しくはその敷地又は土地（当該指定の目的以外の目的に供される土地を除く。）」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて特別史跡、史跡、特別名勝、名勝、特別天然記念物又は天然記念物として指定された土地（当該指定の目的以外の目的に供される土地を除く。）

第80条第1項第4号中「定格出力」の次に「（第76条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第83条第3項中「運転免許証」の次に「その他の運転免許を受けていることを証するに足りるもの（以下この項において「運転免許証等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、道路交通法第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする場合には、運転免許証等の提示を要しない。

附則第3条の5を次のように改める。

第3条の5 削除

附則第5条の4第11項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第5条の5中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

- 12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に地方税法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第14条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第14条の2の2 令和8年4月1日以後に第90条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第90条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第91条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第92条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第90条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを地方税法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の地方税法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第91条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第91条の2の規定により製造たばこ

とみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第25条第1項、第26条の2第1項第3号、第26条の3第1項及び第31条の3第1項の改正規定並びに附則第4条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第14条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第9条及び第25条第5項の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第34条の2第1項及び附則第3条の5の改正規定並びに附則第3条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岡崎市市税条例(以下「新条例」という。)第9条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の岡崎市市税条例第34条の2第1項(第5号及び第7号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第5号中「寄附金のうち、愛知県知事の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの」とあるのは「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの」と、同項第7号中「寄附金及び」とあるのは「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を

有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)及び」とする。

第4条 新条例第25条第1項及び第31条の3第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第26条の2第1項第3号及び第26条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第26条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第25条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第26条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の岡崎市市税条例（以下「旧条例」という。）第25条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第26条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第26条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下「公的年金等」という。）について提出する新条例第26条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第26条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。以下同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、岡崎市市税条例第90条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第92条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第14条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数

によるものとする。

(1) 岡崎市市税条例第92条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。以下同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第14条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（理由）

この条例案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税の適正化を図る等の必要があるによる。

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第 1 条 岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 26 年岡崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「第 13 条の 2 第 1 項」を「第 13 条の 3 第 1 項」に改める。

第 13 条の 3 を第 13 条の 4 とする。

第 13 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 13 条の 3 とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 13 条の 2 任命権者は、岡崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岡崎市条例第 5 号）第 29 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 岡崎市職員の育児休業等に関する条例第 29 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の

出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第14条中「、第13条の2及び前条」を「及び前3条」に改める。

（岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 岡崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第25条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第26条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第26条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第26条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第

1 項に規定する部分休業（以下この条において「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
（育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第26条の 3 育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第26条の 4 育児休業法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第26条の 5 育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（第28条において「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第27条中「部分休業」を「育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第28条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第28条 育児休業法第19条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第13条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の岡崎市職員の育児休業等に関する条例第26条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員及び民間労働者との均衡を図るため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充に関する所要の規定を整備する必要があるによる。

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例（平成 6 年岡崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 岡崎東部広域観光交流拠点地区整備計画区域の部中「畜舎」の次に「（ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、適正な都市機能を確保するため、地区整備計画を定めた区域内の建築物に関する制限を変更する必要があるによる。

令和 7 年度岡崎市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度岡崎市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 631 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 153, 693, 765 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	27,157,018	18,556	27,175,574
	1 国庫負担金	20,721,301	3,315	20,724,616
	2 国庫補助金	6,353,981	15,241	6,369,222
17	県支出金	11,203,418	149,871	11,353,289
	2 県補助金	3,170,023	149,871	3,319,894
19	寄附金	567,789	1,700	569,489
	1 寄附金	567,789	1,700	569,489
20	繰入金	6,999,274	100,100	7,099,374
	2 基金繰入金	6,830,807	100,100	6,930,907
21	繰越金	1	206,304	206,305
	1 繰越金	1	206,304	206,305
22	諸収入	6,886,848	△424,900	6,461,948
	5 雑入	5,312,968	△424,900	4,888,068
23	市債	8,925,000	△51,000	8,874,000
	1 市債	8,925,000	△51,000	8,874,000
歳入合計		153,693,134	631	153,693,765

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	15,374,362	17,046	15,391,408
	1 総務管理費	7,551,548	8,899	7,560,447
	2 総務諸費	4,176,497	8,147	4,184,644
3	民生費	64,833,919	47,180	64,881,099
	1 社会福祉費	15,746,101	4,739	15,750,840
	2 老人福祉費	12,378,700	1,820	12,380,520
	3 児童福祉費	31,770,658	35,891	31,806,549
	4 生活保護費	4,938,407	4,730	4,943,137
4	衛生費	15,927,266	△374,386	15,552,880
	1 保健衛生費	6,171,542	△418,930	5,752,612
	3 環境費	1,418,009	44,544	1,462,553
5	労働費	100,633	5,600	106,233
	1 労働諸費	100,633	5,600	106,233
6	農林業費	1,624,670	161,588	1,786,258
	1 農業費	619,605	161,463	781,068
	2 農業基盤整備費	674,932	125	675,057
7	商工費	2,824,059	3,731	2,827,790
	1 商工費	2,824,059	3,731	2,827,790
8	土木費	25,061,049	54,575	25,115,624
	3 道路橋りょう費	4,844,809	51,540	4,896,349
	5 都市計画費	8,605,656	1,745	8,607,401
	6 公園緑地費	7,298,084	1,290	7,299,374
10	教育費	15,847,692	85,297	15,932,989
	3 中学校費	1,071,879	3,320	1,075,199
	4 学校教育費	5,547,446	64,949	5,612,395
	5 社会教育費	3,973,245	328	3,973,573

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6 保健体育費	千円 792,014	千円 16,700	千円 808,714
	歳 出 合 計	153,693,134	631	153,693,765

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
消防自動車の購入に要する経費	令和8年度	75,945千円

第3表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
東岡崎駅周辺地区整備事業費	千円 152,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
計	8,925,000			

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千円 101,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し		
8,874,000					

令和 7 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,131 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,505,494 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	繰入金	3,294,335	565	3,294,900
	1 一般会計繰入金	3,194,335	565	3,194,900
9	諸収入	60,103	566	60,669
	2 雑入	35,099	566	35,665
	歳入合計	32,504,363	1,131	32,505,494

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	732,723	1,131	733,854
	2 徴収費	84,367	1,131	85,498
	歳 出 合 計	32,504,363	1,131	32,505,494

令和 7 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,662,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	1,124,584	566	1,125,150
	1 一般会計繰入金	1,124,584	566	1,125,150
	歳入合計	7,661,568	566	7,662,134

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	140,354	566	140,920
	2 徴収費	26,413	566	26,979
	歳 出 合 計	7,661,568	566	7,662,134

令和 7 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,623,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	繰入金	5,000,676	1,254	5,001,930
	1 一般会計繰入金	4,279,308	1,254	4,280,562
	歳入合計	27,622,387	1,254	27,623,641

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	731,288	1,254	732,542
	1 総務管理費	418,979	1,254	420,233
	歳 出 合 計	27,622,387	1,254	27,623,641

令和 7 年度岡崎市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 病院事業収益	27,242,052千円	10,000千円	27,252,052千円
第 1 項 医業収益	24,807,519千円	10,000千円	24,817,519千円
支 出			
第 1 款 病院事業費用	28,119,644千円	10,000千円	28,129,644千円
第 1 項 医業費用	27,268,554千円	10,000千円	27,278,554千円

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和 7 年度岡崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	7,545,033千円	10,721千円	7,555,754千円
第 1 項 営業費用	7,310,679千円	10,721千円	7,321,400千円

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和 7 年同意第 6 号

岡崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

岡崎市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したい。

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

（住 所）

（氏 名）

（生 年 月 日）

岡崎市大平町

都 築 正 道

昭和48年 2 月 2 日

